

議案第15号

さぬき市みろくふれあい農園条例の廃止について

さぬき市みろくふれあい農園条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市みろくふれあい農園条例を廃止する条例

さぬき市みろくふれあい農園条例（平成14年さぬき市条例第145号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

さぬき市中小企業等振興基本条例の制定について

さぬき市中小企業等振興基本条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市中小企業等振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業等の振興に関する基本理念を定め、市の役割等を明らかにするとともに、その振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業等 中小企業者、小規模企業者及び小企業者をいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業等の特性に応じた施策を市、中小企業等、商工会、その他関係機関及び市民が一体となって推進すること。

### (市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業等の振興に係る施策（以下「中小企業等振興施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、中小企業等振興施策の策定及び実施に当たっては、国、香川県、商工会その他関係機関との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業等の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。
- 4 市は、中小企業等振興施策の策定及び実施に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者及び小企業者に配慮するものとする。

### (中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、基本理念に基づき、その事業の成長発展を図るとともに、

地域の活性化に資するよう努めるものとする。

2 中小企業等は、雇用の安定、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業等は、経営能力の向上を図るため、商工会への加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、中小企業等の自主的な努力及び創意工夫による取組を積極的に支援するものとする。

2 商工会は、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業者（中小企業等以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）は、中小企業等が地域経済の発展において果たす役割の重要性に理解を深めるとともに、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業等が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることについて理解を深めるとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等振興施策を実施するものとする。

(1) 中小企業等の経営の革新及び経営基盤の安定を図ること。

(2) 中小企業等の創業を促進すること。

(3) 中小企業等の人材の雇用及び育成を図ること。

(4) 中小企業等の販路の開拓を支援すること。

(5) 地域内の経済循環を促進すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業等の振興のために必要な施策の推進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業等の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業等振興審議会)

第11条 中小企業等の振興施策を総合的に推進するため、さぬき市中小企業等振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、中小企業等の育成及び振興に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- 3 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 中小企業等の代表者
  - (3) 商工会の代表者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、建設経済部商工観光課において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(さぬき市商工業振興条例の廃止)
- 2 さぬき市商工業振興条例(平成14年さぬき市条例第162号)は、廃止する。  
(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。  
別表中「商工業振興審議会の委員」を「中小企業等振興審議会の委員」に改める。

議案第17号

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる  
社会づくり条例の制定について

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。

しかし、依然として障害のある人に対する不当な差別、排除、制限などによる差別が存在しており、これらが障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制約し、社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

不当な差別的取扱いの多くは、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、その他理解の不足によるものであり、この社会的障壁を取り除くためには、市民一人一人が身近な問題として障害に関する正しい知識を習得し、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人とない人との相互理解が促進されなければならない。

ここに、私たちは、障害のある人もない人も分け隔てなく、全ての市民が同じ地域に暮らす一員として、「誰もが生き生きと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき市」の実現を目指して、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消についての基本的理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策等を定めることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく障害を理由として障害者を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他の障害者に対する不利益的な取扱いをすることをいう。
- (4) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮の提供をしないことにより障害者の権利利益を侵害することをいう。



(5) 合理的配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合又はそれが明らかに認められる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等の権利を行使することができるようにするため、その実施に伴う負担が過重とならない範囲内で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。

(6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(7) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別を解消し、第1条に規定する社会を実現するための取組は、次の各号に掲げる事項を基本的な理念（以下「基本理念」という。）とし、社会全体の責任として行わなければならない。

(1) 全ての障害者は、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 全ての障害者は、日常生活及び社会生活において、障害者でない者と同等の機会の提供を受け、及び権利を行使することができること。

(3) 全ての者は、障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(4) 全ての者は、障害の多様性及び個別性を認め合い、それぞれの立場を理解し、相互に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、不当な差別的取扱いの多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、第4条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第7条 市は、市民及び事業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(職員対応要領及び職員研修)

第8条 市は、職員が合理的配慮を適切に行うための要領（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第10条第1項に規定する要領をいう。）を定めるとともに、職員に対し、障害を理由とする差別の解消のために必要な研修を行うものとする。

(相談体制)

第9条 障害者及びその家族その他の関係者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置（以下「相談業務」という。）を行うものとする。

- (1) 相談を受けた事案に係る事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 相談をした者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (3) 相談を受けた事案に係る関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 市は、第1項の相談に的確に対応するため、その体制を整備するものとする。

4 市は、障害支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業を市からの委託により行う事業所をいう。）に、相談業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市は、当該受託事業所と共同して相談業務を行うものとする。

5 相談業務に従事する者又は相談業務に従事していた者は、正当な理由なく、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第10条 市は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成する障害者差別解消支援地域協議会（障害者差別解消法第17条第1項の協議会をいう。以下「協議会」という。）を組織する。

2 協議会は、広域的な連携を図るため、他の市町村と合同で設置することができる。

3 障害者差別解消法に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(障害者計画)

第11条 さぬき市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）の策定又は変更に当たっては、障害を理由とする差別の解消に関する施策について定めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第18号

さぬき市防災行政無線施設条例の一部改正について

さぬき市防災行政無線施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

さぬき市防災行政無線施設条例（平成22年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表中

「

遠隔制御装置	さぬき市志度5385番地8	さぬき市役所内
--------	---------------	---------

」

を

「

遠隔制御装置	さぬき市志度5385番地8	さぬき市役所内
	さぬき市寒川町石田東甲931番地5	さぬき市寒川庁舎内

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

議案第19号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第20号

さぬき市行政財産使用料条例の一部改正について

さぬき市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹



## さぬき市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学校施設等使用料

行政財産の名称	基本使用料			冷暖房使用料	
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	冷房1時間につき	暖房1時間につき
	円	円	円	円	円
津田小学校体育館	1,500	1,500	3,000	—	—
津田小学校運動場	2,000	2,000	4,000	—	—
さぬき南小学校体育館	1コート400 (市外4,000)	1コート400 (市外4,000)	1コート700 (市外7,000)	—	—
さぬき南小学校運動場	全面600 (市外6,000)	全面600 (市外6,000)	全面1,200 (市外12,000)	—	—
志度小学校体育館	昼間2,500		3,250	—	—
志度小学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
さぬき北小学校体育館	昼間1,000		1,300	—	—
さぬき北小学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
寒川小学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
寒川小学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
長尾小学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
長尾小学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
造田小学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
造田小学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
さぬき南中学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
さぬき南中学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
志度中学校体育館	昼間2,500		3,250	昼夜5,000	
志度中学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
長尾中学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
長尾中学校運動場	1,000	1,000	2,000	—	—
長尾中学校 武道場	2,000	2,000	4,000	—	—
柔剣道場	卓球場	1,500	1,500	3,000	—

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさぬき市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用する行政財産に係る使用料について適用し、同日前に使用する行政財産に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 21 号

さぬき市体育館条例の一部改正について

さぬき市体育館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市体育館条例の一部を改正する条例

さぬき市体育館条例（平成14年さぬき市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表寒川体育館の項を削る。

別表第1中

「

志度東体育館
寒川体育館
神前体育館

」を

「

志度東体育館
神前体育館

」に改める。

別表第2中「、寒川体育館」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 22 号

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成14年さぬき市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の前に「保証人及び」を加え、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 23 号

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹



さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年さぬき市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円
200
300
400
200
300
400
1,000
1,500
2,000
300
500
1,000

」を

「

円
203
305
407
203
305
407
1,018
1,527
2,036
305
509
1,018

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収される一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に徴収された一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第24号

さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例の一部改正について

さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例（平成18年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2トン車の項中「1, 330円」を「1, 350円」に改め、同表4トン車の項中「2, 670円」を「2, 710円」に改め、同表10トン車の項中「6, 580円」を「6, 700円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市建設残土処分場の設置等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第25号

さぬき市港湾管理条例の一部改正について

さぬき市港湾管理条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市港湾管理条例の一部を改正する条例

さぬき市港湾管理条例（平成19年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1 港湾施設使用料(1) 志度港港湾施設の表中

「

5.04
2.97
4.45

」を

「

5.13
3.02
4.53

」に改める。

別表のうち1 港湾施設使用料(2) 津田港港湾施設の表中

「

15.42
277.71
3.08
5.14
92.57

」を

「

15.7
282.85
3.13
5.23
94.28

」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市港湾管理条例別表のうち1 港湾施設使用

料の表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第26号

さぬき市国民宿舎施設条例の一部改正について

さぬき市国民宿舎施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹



さぬき市国民宿舎施設条例の一部を改正する条例

さぬき市国民宿舎施設条例（平成14年さぬき市条例第173号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

国民宿舎利用料金上限額

1 宿泊利用料金（1人1泊につき）

利用区分		1室1人 利用	1室2人 利用	1室3人 利用	1室4人 利用	1室5人 以上利用
洋室	大人	円 9,000	円 6,000	円 6,000	円 6,000	5人目から 1人当たり 6,500 円以内の額 を加算する ことができ る。
	小学生	—	5,000	5,000	5,000	
	幼児	—	2,500	2,500	2,500	
和室（トイ レ付き）	大人	9,000	6,000	6,000	6,000	
	小学生	—	5,000	5,000	5,000	
	幼児	—	2,500	2,500	2,500	
和室（浴 室・トイレ 付き）	大人	9,500	6,500	6,500	6,500	
	小学生	—	5,500	5,500	5,500	
	幼児	—	2,750	2,750	2,750	

備考

- 1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 2 「小学生」とは、小学校に在籍する児童及びこれに準じる者をいう。
- 3 「幼児」とは、3歳以上の未就学の者をいう。
- 4 3歳未満の者の利用料金は、無料とする。
- 5 宿泊利用料金は、飲食料金を含まない。
- 6 宿泊利用者の入浴料金は、無料とする。
- 7 1室における利用人数は、部屋の規模により制限することができる。
- 8 次に掲げる日は、利用料金1人1泊につき、3,000円以内の額を加算することができる。
  - (1) 4月28日から5月5日までの日及び12月28日から翌年1月5日までの日
  - (2) 7月20日から8月31日までの日
  - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定による休日の前日（当該前日が金曜日又は日曜日の場合に限る。）及び土曜

日

(4) 指定管理者が市長の承認を得て定める期間

## 2 会議室利用料金

区分	広さ	利用時間区分	料金
ロイヤルホール	110㎡	基本 2時間まで	15,000
		延長 2時間を超える1時間につき	5,000
シルクホール	110㎡	基本 2時間まで	15,000
		延長 2時間を超える1時間につき	5,000
アクアホール	53㎡	基本 2時間まで	8,000
		延長 2時間を超える1時間につき	2,500
真珠の間	30㎡	基本 2時間まで	5,000
		延長 2時間を超える1時間につき	2,000
葵の間	28畳	基本 2時間まで	8,000
		延長 2時間を超える1時間につき	2,500
琴の間	28畳	基本 2時間まで	8,000
		延長 2時間を超える1時間につき	2,500
潮の間	24畳	基本 2時間まで	8,000
		延長 2時間を超える1時間につき	2,500
白砂青松の間	10畳	基本 2時間まで	5,000
		延長 2時間を超える1時間につき	2,000

### 備考

- 1 会議室の利用可能時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 会議室の利用可能時間以外の時間に会議室を利用したときは、利用時間1時間につき、当該会議室の延長料金に100分の150を乗じて得た額を支払うものとする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間として取り扱うものとする。

### 3 飲食料金

料理及び飲食等に係る料金については、その諸経費等を勘案して、別に飲食料金を定めることができる。

### 4 入浴料金（1人1回につき）

区分	利用料金
	円
大人	500

高齢者	400
小学生	300

備考

- 1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 2 「高齢者」とは70歳以上の者をいう。
- 3 「小学生」とは、小学校に在籍する児童及びこれに準じる者をいう。
- 4 未就学児の利用料金は、無料とする。
- 5 その他の利用料金  
宿泊利用の予約に係る予約金、配膳手数料、キャンセル料金、その他特別な利用方法に係る利用料金等については、諸経費等を勘案した上で徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさぬき市国民宿舎施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の国民宿舎の利用に係る料金について適用し、同日前までの国民宿舎の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 27 号

さぬき市営住宅条例の一部改正について

さぬき市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## さぬき市営住宅条例の一部を改正する条例

さぬき市営住宅条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「住所又は勤務場所を有する」を「住居を必要とする」に改め、同項第5号中「市税」を「市町村税」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第28号

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、さぬき市と高松市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を別冊のとおり変更することについて、同条第4項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 29 号

第 2 次さぬき市総合計画中期基本計画について

第 2 次さぬき市総合計画中期基本計画を別冊のとおり策定することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成 16 年さぬき市条例第 29 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第30号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備を行うため、別紙のとおり総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月21日提出

さぬき市長 大山 茂 樹